

# 第1回協議会の意見に対する説明について

資料1

## 令和5年度第1回佐賀県障害者差別解消支援地域協議会 委員の御意見

### 障害の理解啓発に関する県庁横断的な取組について

佐賀県障害者差別解消条例の改正については、全ての分野に係ることなので、庁内の他の課で取り組まれている障害に対する理解につながるような活動も引き続き進めていただきたい。

### 障害者雇用について

障害者雇用について、ハローワークでは、ろう者は、電話ができない、手話ができずコミュニケーションがとれない、などの理由から、企業側に断られてしまうことが多々ある。障害者雇用の中で、格差があるのではないか。

### インクルーシブ教育について

インクルーシブ教育というのは、みんな同じだということを心の底から思っていたくことが大切だと思う。

障害者権利条約の国連の総括所見において、日本のインクルーシブ教育についての改善勧告は、日本独自の制度やシステムの在り方に対する問題提起と考えられるが、佐賀県としてはこの問題について、どのように考えているのか。

インクルーシブ教育について、佐賀県で実際に行っている取組や進めるにあたってどのようなことが障壁になっているのかなど、県の教育行政における姿勢や考え方を教えていただきたい。

## 佐賀らしいやさしさのカタチ “さがすたいる”



- 佐賀県には、年齢、性別、国籍、障害の有無など、いろんな個性があり、いろんな想いを  
持った80万人の県民が暮らしています。
- 県民一人一人の個性や想いに寄り添い、みんなで自然に支え合い心地よく過ごせるような、  
佐賀らしいやさしさのカタチを「さがすたいる」として広める取組を進めています。
- ハード（設備）とハート（人によるサポート）で、佐賀らしいやさしさをカタチにしていき、  
県民一人一人が自分らしく輝ける、人にやさしいまちをみんなの力で創っていきます。

# 佐賀らしいやさしさのカタチ “さがすたいる”

みんなが自然に支え合い心地よく過ごせる佐賀県を目指して

## 情報発信



さがすたいる  
ウェブサイト



## テレビや動画によるプロモーション



佐賀らしいやさしさのカタチ  
(設備・サポート・想いなど)  
を情報発信

## 出前講座・研修



障害のある当事者等を講師  
に、相互理解を深める  
交流・実践型研修

## 交流イベント



さがすたいるフェス



佐賀さいこうフェス



NEW

さがすたいる  
映画館

障がいの有無や年齢・性別に  
関わらず、みんなが一緒に  
楽しめるイベントの開催



## 広がる“さがすたいる”の想い



パートナーシップ  
宣誓制度

(宣誓16組)  
※佐賀県内全市町、  
福岡市、茨城県、  
福岡県と協定締結



みんなの森



JRと  
全国初  
コラボ

ヘルプマーク配布

配布枚数  
九州第1位  
(R5.8未現在)

# 障がいのある方が スポーツ活動を楽しむために

SAGA2024・SSP推進局  
スポーツ課

佐賀県スポーツ課では、SAGA2024全障スポに向けて

選手の発掘、育成

×

パラスポーツの普及、理解促進

に取り組んでいます。

SAGA2024に向けた取組が、障がいのある方にとって

スポーツの楽しさを知る

社会参加を実現する

“きっかけ”になることを目指しています。



【全国障害者スポーツ大会の開催目的】

障がいのある選手が、パラスポーツの全国的な祭典であるこの大会に参加し、競技等を通じ、スポーツの楽しさを体験するとともに、国民の障がいに対する理解を深め、障がい者の社会参加の推進に寄与する。

# (1) 誰もがスポーツを楽しむきっかけづくり

- 県内各地でのパラスポーツ教室や指導者が希望場所に出向いて行う出張スポーツ教室の開催

(R4年度実績：93回開催、延べ1,047名参加)

- 特別支援学校におけるスポーツ環境の整備

- ・ 県内9の特別支援学校に競技用具の購入、修理を支援
- ・ 特殊な競技用具の貸与

(競技用車いす、サウンドテーブルテニス用卓球台、フットソフトボール競技用具等)

- パラスポーツ大会の開催

- ・ 競技性を高めた「競技記録会」(5月開催)
- ・ 障がいのあるなしに関わらず一緒に楽しめる「みんなの大会」(10月開催)



## 2022年～「障害者スポーツ大会」概要見直し（名称及び競技種目、方法）

- ▶年2回（5月、10月）開催していた「障害者スポーツ大会」を「パラスポーツ大会」と名称変更する。
- ▶競技の方法や種別、参加対象者を見直し、それぞれの位置づけを明確にする。
- ▶障がい者を対象としたスポーツ大会をより多くの方に楽しんでもらえる大会に変え、より一層、障がいのある方のスポーツ活動への理解促進を図る。

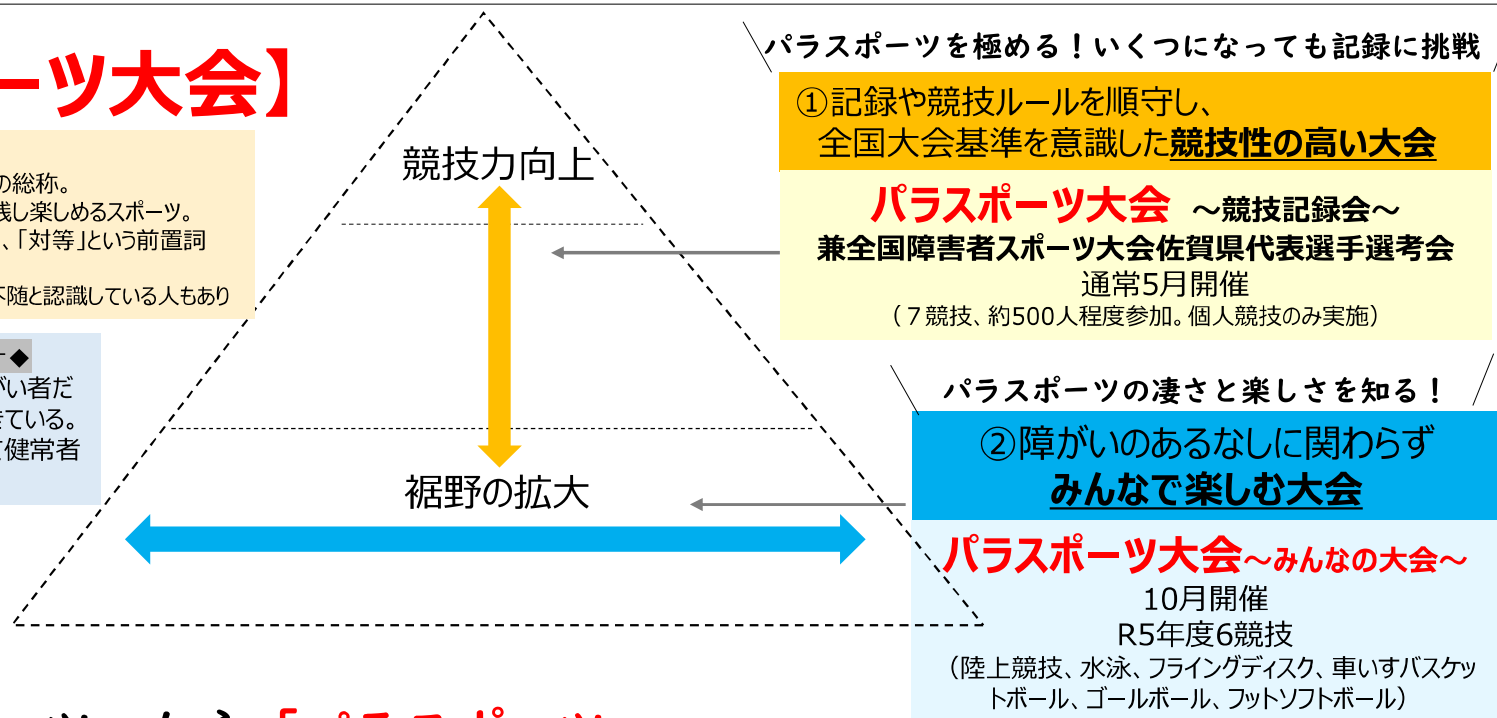
### 【パラスポーツ大会】

#### 【パラスポーツ】

障がいのある人たちが行うスポーツの総称。  
障がいのある人もない人も共に実践し楽しめるスポーツ。  
Para…ギリシャ語の「並んで立つ」、「対等」という前置詞  
Parallel…英語の「平行」  
※paraplegics…英語の下半身不随と認識している人もあり

#### ◆日本パラスポーツ協会の方針◆

障がい者スポーツがいまや障がい者だけでやるスポーツではなくなってきている。これからは「パラスポーツ」として健常者も一緒になって進めていく。



### 「障害者スポーツ」から「パラスポーツ」へ

これまでの「障害者スポーツ」という呼称をパラスポーツに改め、ますますパラスポーツを推進します。

## (2) S A G A 2 0 2 4 への出場を目指す選手 の発掘・育成によるパラスポーツの普及

- パラスポーツにチャレンジするための体験教室開催  
(R4年度実績：31回開催、延べ423名参加)
- S A G A 2 0 2 4 出場を目指して活動する選手の育成指定選手認定  
(R4年度実績：272名認定)
- S A G A 2 0 2 4 出場を目指して活動するチーム、クラブ等への  
活動費の支援  
(R4年度実績：16団体)
- 競技力を高めるための自主大会開催の支援  
(R実績：4競技実施)





# SAGA 2024

国スポ・全障スポ  
新しい大会へ。

すべての人に、スポーツのチカラを。

こくみんすぽーつたいかい  
国民スポーツ大会

11日間

10月5日(土)~10月15日(火)

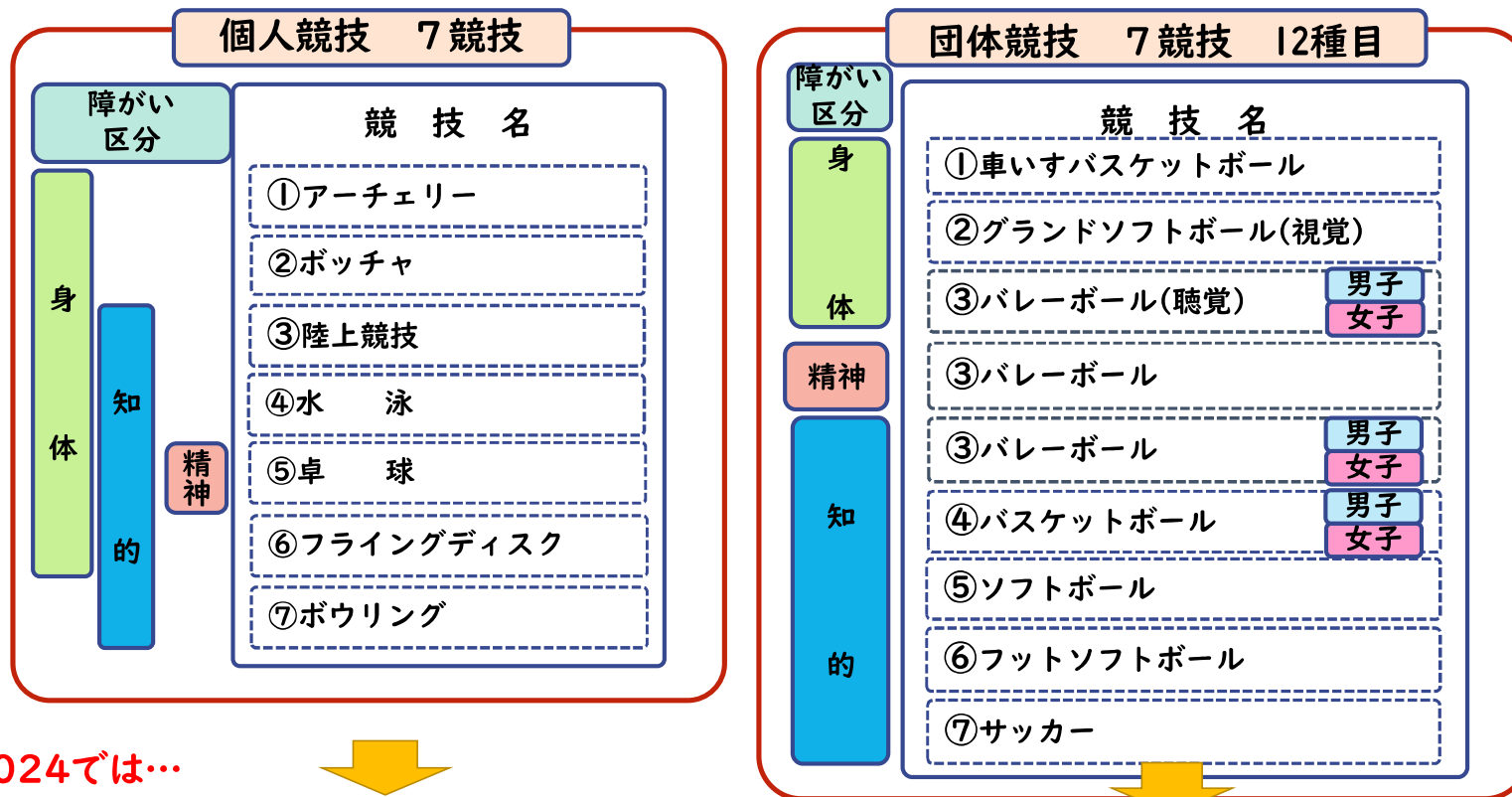
ぜんこくしょうがいしゃすぽーつたいかい  
全国障害者スポーツ大会

3日間

10月26日(土)~10月28日(月)

# 全国障害者スポーツ大会への選手派遣

全国的なパラスポーツの祭典であるこの大会に参加し、競技等を通じてスポーツの楽しさを体験することで、障がいのある方の社会参加につなげていくために、毎年、佐賀県から選手団を派遣しています。



SAGA2024では…

24人程度 → 140人程度  
(例年) (SAGA2024)

九州ブロック地区予選会免除で  
SAGA2024出場!!

## ■九州ブロック予選会の出場状況

	区分	福井大会 (2018)	茨城大会 (2019)	鹿児島大会 (2020)	三重大会 (2021)	栃木大会 (2022)	鹿児島大会 (2023)	全種目出場！ SAGA 2024
Ⓢ車いすバスケットボール	身体	●	●	●	●	●	●	★
Ⓢグランドソフトボール	視覚	●	●	●	●	●	●	★
Ⓢフットソフトボール	知的				●	●	●	★
Ⓢバレーボール (男子)	聴覚						●	★
Ⓢバレーボール (女子)	聴覚							★
Ⓢバレーボール (男子)	知的		●	●	●	★	★	★
Ⓢバレーボール (女子)	知的			●	●	●	●	★
Ⓢバレーボール	精神	●	●	●	●	●	●	★
Ⓢバスケットボール (男子)	知的			●	●	●	●	★
Ⓢバスケットボール (女子)	知的					●	●	★
Ⓢソフトボール	知的		●	●	●	●	★	★
Ⓢサッカー	知的	●	●	●	●	●	●	★

●は九州ブロック地区予選会エントリー（予定及び目標）、★は本大会出場種目

初優勝!



ソフトボール

SAGA2024への出場を目指して立ち上げたチームが、**2024前に自力で全国大会出場を決めたのは、想定以上の快挙☆**

- ・2022年度(栃木)……バレーボール(知的・男子)
- ・2023年度(鹿児島)……バレーボール(知的・男子)、ソフトボール

2連覇!



バレーボール(知的・男子)

# 「SAGA 2024 育成指定選手」

～SAGA 2024 全障スポ出場を目指して活動している選手～

R4認定Tシャツデザイン

R4年度 272名認定

国スポの強化指定選手のTシャツと同じデザイン



R5年度はこの色↓（12月認定予定）



### (3) パラスポーツや障がいへの理解を深める取組

- パラスポーツを体験できるイベントやブースの開設  
(R4実績：6回実施 延べ400名以上)
- パラアスリート学校訪問による講話と体験会の開催
- 誰もが気軽に体験できるパラスポーツフェスタの開催



## (4) パラスポーツ活動を支えるサポーター、指導者の養成、ボランティア活動の推進

- 障がいやパラスポーツに対する理解を深めるサポーター研修の実施  
(R4実績：10回開催、延べ211名参加)
- スポーツの指導者を養成するための講習会受講料の補助  
(R4実績：初級障がい者スポーツ指導員養成講習 24名補助)
- パラスポーツ大会等でのボランティア活動を推進し、障がいに対する理解を促進。

# パラスポーツ大会での高校生ボランティアの活躍①

パラスポーツ大会  
～みんなの大会～

2022.3.20



## ▼ボッチャの選手サポート

知的障がいのある小学生と  
同じチームでボッチャ対戦。  
さりげない声掛けに選手も嬉しそう♪

## ▲車いすバスケ体験

まずは、競技の難しさ、楽しさを体感  
していただきました。  
パラスポーツの魅力が伝わったかな？



## パラスポーツ大会での高校生ボランティアの活躍②

パラスポーツ大会  
～競技記録会～

2022.5.7-8



### ▲フライングディスク競技（あらゆる障がい）

#### 選手サポート

- ・選手の誘導
- ・競技審判補助
- ・記録証作成
- ・感染対策の声掛け

1投目！2投目！と声と動作でお知らせ。声は優しく！  
いろんな障がいに配慮していることが伝わったかな？

### ▲ボウリング競技（知的障がい）

#### 選手サポート

- ・投球順の確認
- ・記録証作成
- ・感染対策の声掛け

選手のトイレ誘導など。  
適宜優しい対応が垣間見れました。





## SAGA2024でどうかわる？



### ○全国障害者スポーツ大会に参加したことがある選手（両下肢損傷 車いす利用）

ある県に選手として訪問した時、駅や街中で高校生が“普通”に声をかけてくれた。ためらったり、特別な目で見られるわけではなく、普通に接してくれたことが一番嬉しかった。そんな大会であってほしい。

### ○SAGA2024を目指す選手（視覚障がい（弱視） 白杖利用）

他県の選手に、「さがで大会があってよかった」と言ってもらえるような大会にしたい。

### ○SAGA2024選手サポート担当（スポーツ課）の願い

例えば、グランドソフトボール競技のある白石町は、佐賀県で一番、視覚障がいのある方に優しい街に。

例えば、車いすバスケットボール競技のある唐津市は、佐賀県で一番、車いす利用者に理解のある街に。

例えば、バレーボール競技（精神）のある小城市は、佐賀県で一番、精神障がいのある方が住みやすい街に。

例えば、フライングディスク競技のある伊万里市は、みんなが一緒にフライングディスクを楽しむ街に。

SAGA2024を機に佐賀県民があたりまえに支えあって日本で一番誰にとっても優しい県になりますように。

ボランティアで参加された方々の体験が県内全域に広がり、  
普段から普通に障がいのある方と関わりがもてて、  
パラスポーツ選手の活動をサポートしてくれる方がたくさん増えると嬉しい。

## (5) パラスポーツの魅力・情報発信

- 選手の活動状況やパラスポーツに関する情報をホームページ等発信
- パラスポーツのルールや選手インタビューなどを掲載したパンフレット等の作成、配付
- パラスポーツの魅力を伝える動画制作、配信

## パンフレット・ チラシ



学校訪問やイベント等で  
配付

各市町窓口や医療機関な  
どへの配置

## HP・SNS



教室開催情報やパラス  
ポーツ団体の活動情報  
の発信

選手インタビュー、PR  
動画の配信 等

## パラスポ 通信



紙媒体での情報発信

特別支援学校や障がい者  
施設、市町福祉施設など  
に配布

## パラスポ 動画



パラアスリートにス  
ポットをあて、パラス  
ポーツの魅力（楽しさ  
や凄さ）を発信する動  
画を制作

HP、SNSで配信

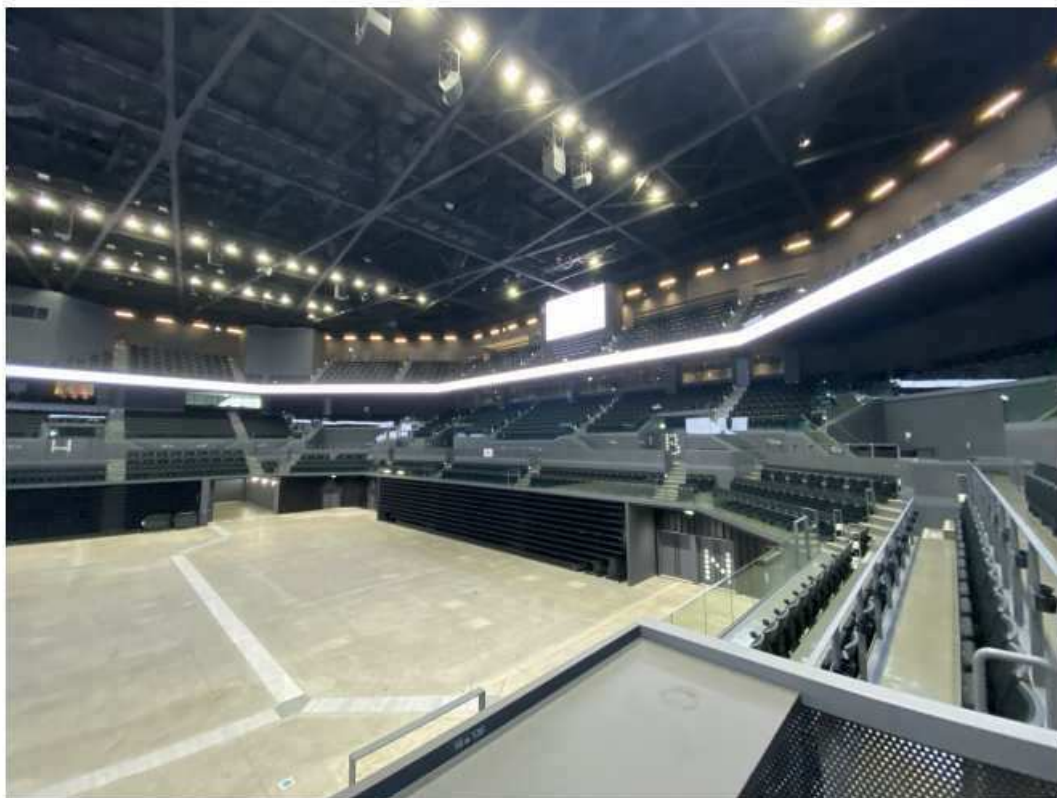
●佐賀県では、スポーツのチカラを活かした人づくり、地域づくりを進めるSAGAスポーツピラミッド（SSP）構想を進めており、2024年に開催するSAGA2024全障スポ（第23回全国障害者スポーツ大会）を大きな通過点として、その後も、パラスポーツの普及、選手・指導者の育成等を政策的に展開していきます。

●SAGA2024全障スポに向けて、障がい者が広くスポーツを楽しむ機会や“きっかけ”を増やし、日常的にスポーツを楽しむ環境づくりを進め、大会終了後もスポーツ活動が継続でき、新たにスポーツを始める障がい者が継続して増えていくなど、誰もがスポーツに親しめる社会を目指します。

# DPI日本会議ホームページに「SAGAアリーナ視察レポート」が掲載されました！

## SAGAアリーナは日本最先端のバリアフリー整備 担当者の情熱がすごかった！

2023年09月06日 **バリアフリー**



佐賀県に今年5月にオープンしたSAGAアリーナを、8月下旬に見学させていただきました。来年の国体に向けて新築されたスタジアムで、メインアリーナはバレーボール、バスケットボールコンサート等に使え、約8400席（車イス席100席）もある大きなスタジアムです。

今回、担当者の方々にご説明いただきながら見学させていただきました。素晴らしいのは、国基準を上回ったバリアフリー整備に取り組み、様々な客席やバックヤードに車いすユーザーも利用できるように整備されているところです。担当者の情熱もすごかったです。

## SAGAアリーナは誰もが楽しめるスタジアム

✓ 東京オリパラの施設整備ガイドラインと有明アリーナを参考に整備されており、日本最先端のバリアフリー施設。

✓ 障害者も一緒に楽しめるので、ぜひ行ってほしい！



参考人  
DPI日本会議事務局長  
佐藤 聡

R5.8.28 県職員向け障害者差別解消研修の講義にあわせて、SAGAアリーナを視察

佐賀県文化課

# 佐賀県障がい者文化芸術作品展

障がい者の創作意欲の向上と社会活動への参加を促進し、障害者福祉の増進と普及啓発を図り障がい者に対する県民の理解を深めることを目的とし、県内の障がい者が創作した作品を募集しこれを展示する。

【主催】佐賀県

【種目】書、絵画、写真、工芸、手芸、和・洋裁（全6部門）

【応募資格】

佐賀県内に居住、又は通勤、通学する障がい児・者の  
自作未発表の作品で一人1点

【審査】

審査員により種目ごとに審査を実施

（審査結果に基づき、入賞作品を選出し、賞状と副賞を授与する）

【R5年度の概要】

期間：令和5年12月7日（木）～12月17日（日）

会場：佐賀県立美術館 3. 4号展示室

障がいのある人も、ない人も、みんなで楽しむ展覧会。

令和5年度  
第23回

## 佐賀県障がい者文化芸術作品展



◎会期／令和5年(2023年)12月7日(木)～17日(日)  
◎時間／午前9時30分～午後6時まで  
◎会場／佐賀県立美術館 3.4号展示室  
〒890-0001 佐賀県佐賀市大町1-1-1

◎主催・協賛 佐賀県 協賛 イオン九州株式会社・イオン佐賀大和店  
◎協力 佐賀県 佐賀県障害者福祉推進センター(佐賀県障害者福祉センター)  
〒890-0001 佐賀県佐賀市大町1-1-1

後援者：ニッポン放送(株) 2023  
〒100-0001 東京都千代田区千代田1-1-1

佐賀県

# 佐賀県障害者芸術文化活動普及支援事業

障害者の芸術文化活動を支援することにより、自ら活動に取り組む機会の充実を図り、文化芸術活動の裾野を広げるとともに、多くの県民に創造性の高い作品の魅力を発信することにより、障害者の文化芸術の振興を図ることを目的として実施。

実施団体は、佐賀県内に事務所を置く社会福祉法人又は県が補助対象事業者として適当であると認めた団体とする。

助成対象の内容	具体例
県内における相談支援	電話での相談対応(2022年:666回)
芸術文化活動を支援する人材の育成等	<ul style="list-style-type: none"><li>・創作体験のワークショップ</li><li>・舞台芸術分野の発表機会創出を軸にした番組制作プロジェクト</li><li>・障がいのある方の創作活動にまつわる権利擁護についてのセミナー&amp;相談会</li></ul>
関係者のネットワークづくり	協力委員会の設置、運営
芸術文化活動(鑑賞・創造・発表等)に参加する機会の確保	<ul style="list-style-type: none"><li>・アート作品の展覧会の実施</li><li>・「歌う・踊る・奏でる・演じる」といったパフォーマンスの発表の場の創出</li></ul>
情報収集・発信	ウェブサイトの更新・充実、SNSでの発信

佐賀県文化課

# 関係するアート展

佐賀県は、障がいの有無に関わらず誰もが文化芸術を楽しめる社会づくりを目指しており、アートには障がいと健常の垣根がないことを多くの方に知ってもらうことと、障がいのある方の社会参加の推進を目的とし、R3年度より本展覧会を実施。

日本を代表する作家、新たに見出された作家、佐賀県の作家等、15名程度の作品を全国からセレクトし展示している。

## 【R5の概要】

期間：令和5年8月24日（木）～10月12日（木）

会場：佐賀県立博物館3号展示室

## 【関連イベント】

- ・障がい者アートに関するギャラリートーク
- ・壁画アートプロジェクトのワークショップ

## 【R4実績】

期間：令和4年7月26日（火）～8月28日（日）

会場：佐賀県立博物館3号展示室

来場者数：12,615人





令和5年度第2回

# 障害者差別解消支援地域協議会

## ②佐賀県の人権啓発の取組について

佐賀県県民環境部人権・同和対策課

# 目次

## (1) 人権啓発(障害者関係)について

①人権週間について

②ふれあい人権フェスタについて

③啓発パネル・DVD・書籍貸し出しについて

## (2) 新たな人権条例の制定について

①「全ての佐賀県民が一人一人の人権を共に認め合い、  
支え合う社会づくりを進める条例」について

②今後の取組について

## (1) 人権啓発(障害者関係)について

### ① 人権週間について

法務省の人権擁護機関では、世界人権宣言採択日の12月10日を最終日とする1週間を「人権週間」と定め、各関係機関や団体とも協力して、全国的に人権啓発活動を特に強化して行っています。佐賀県でも12月4日～10日の人権週間にあわせて様々な啓発事業を実施しています。

#### ふれあい人権週間 (2022)

##### 啓発パネル展



##### 人権フェスタ



##### 佐賀県図書館コラボ展示



# (1) 人権啓発(障害者関係)について

## ②ふれあい人権フェスタについて

○障害のある人の人権や、インターネットに関する人権、外国人の人権など、様々な人権問題に対する正しい理解と認識を深めてもらうために開催しています。

**ポッチャ&卓球バレー** **参加無料**

### パラスポーツ体験

すべての垣根を超えて、どなたでもできるスポーツ

**内容** **ポッチャの競技体験** **時間** 12:30~16:00  
●1回/2名から6名まで参加可能 **場所** 機能訓練室  
●所要時間/約10分

**内容** **卓球バレーの競技体験** **時間** 12:30~16:00  
●1回/2名から6名まで参加可能 **場所** 機能訓練室  
●所要時間/約10分

ハンデも年の差も関係ないみんな楽しくプレーヤー!

←ポッチャや卓球バレーを楽しめるパラスポーツ体験 (R4年度)

- そのほか
- 佐賀県国際交流協会さんの多文化共生ふれあいコーナー
  - 全国中学性人権作文コンテスト佐賀県大会表彰式・受賞作品の朗読 など

↓障がい者アートの魅力たっぷりの絵画展 (R4年度)

**参加無料** **障がい者アートの魅力にふれる**

### アートを楽しもう!PICFA絵画展

ピクファ

病院内にできた「アートで仕事をする」/  
障がい者就労支援B型事業所

PICFAに所属するアーティストの作品展示

**時間** 12:30~17:00 **場所** 調理室前廊下



←お菓子や雑貨を販売するふれあいマルシェ

## (1) 人権啓発(障害者関係)について

### ③啓発パネル・DVD・書籍貸し出しについて

- 人権週間(12月4日～10日)などに県民ホールにて人権問題啓発パネル展を開催
- 年間を通して啓発用パネル・DVD・書籍の貸し出しを実施  
(障害者をテーマとしたパネル12枚、ビデオ・DVD16本)

#### 人権啓発ビデオ、DVD貸出実績状況

		令和4年度 件数
県庁各課	知事部局	117
	教育庁	4
	計	121
学 校	市町立	6
	県立	12
	国・私立	8
	計	26
市 町		34
企 業		9
そ の 他		11
合 計		201

人権啓発ビデオ・DVDなどの貸出を通して、県庁各課をはじめ、各学校・企業への研修の実施を支援しています。



## (2) 新たな人権条例の制定について

### ①「全ての佐賀県民が一人一人の人権を共に認め合い、支え合う社会づくりを進める条例」について

県では、令和5年3月に「全ての佐賀県民が一人一人の人権を共に認め合い、支え合う社会づくりを進める条例」を制定しました。

#### ポイント

- 県、市町、県民の責務に加えて、事業者の責務を追加
- 「してはならない行為」を具体的に規定
  - ※不当な差別、いじめ、誹謗中傷等
- 相談者への助言等を行う相談体制の整備について規定
- 必要に応じて、解決に向けた助言、説示、あっせん、勧告等を行うことを規定
- 必要と認める場合には、プロバイダ等に削除要請を行うことを規定

## (2) 新たな人権条例の制定について

### ②今後の取組について

#### 条例の広報啓発

- 条例の主旨や内容が県民に行き渡るよう、市町や関係団体等の協力を得ながら、様々な講演会や研修会等を通じた広報啓発活動を実施。

#### 条例の適切な運用

- 平成30年3月に改訂した人権教育・啓発基本方針について、改めて検証を行い、必要な改訂を行う。
- 「人権啓発センターさが」を拠点に、県民に寄り添った相談対応等を実施。
- ネット上の誹謗中傷等の防止を図るため、ネットモニタリングを実施。 等

# 障害者雇用の状況等について (参考資料)

令和5年9月



厚生労働省 佐賀労働局



# 障害者雇用率制度について

障害者について、一般労働者と同じ水準において常用労働者となり得る機会を確保することとし、常用労働者の数に対する割合（障害者雇用率）を設定し、事業主に障害者雇用率達成義務等を課すことにより、それを保障するものである。

## ■ 民間企業における雇用率設定基準

$$\text{障害者雇用率} = \frac{\text{対象障害者である常用労働者の数} + \text{失業している対象障害者の数}}{\text{常用労働者数} + \text{失業者数}}$$

※ 短時間労働者は、原則、1人を0.5人としてカウント。

※ 重度身体障害者、重度知的障害者は1人を2人としてカウント。短時間重度身体障害者、短時間重度知的障害者は1人としてカウント。

## ■ 特殊法人、国及び地方公共団体における障害者雇用率

一般の民間企業の障害者雇用率を下回らない率をもって定めることとされている。

### (参考) 令和5年度以降の障害者雇用率

民間企業の場合 現在 2.3% → R6.4月 2.5% → R8.7月 2.7%

#### <民間企業>

民間企業 = 2.7% (①2.3%②2.5%)

特殊法人等 = 3.0% (①2.6%②2.8%)

#### <国及び地方公共団体>

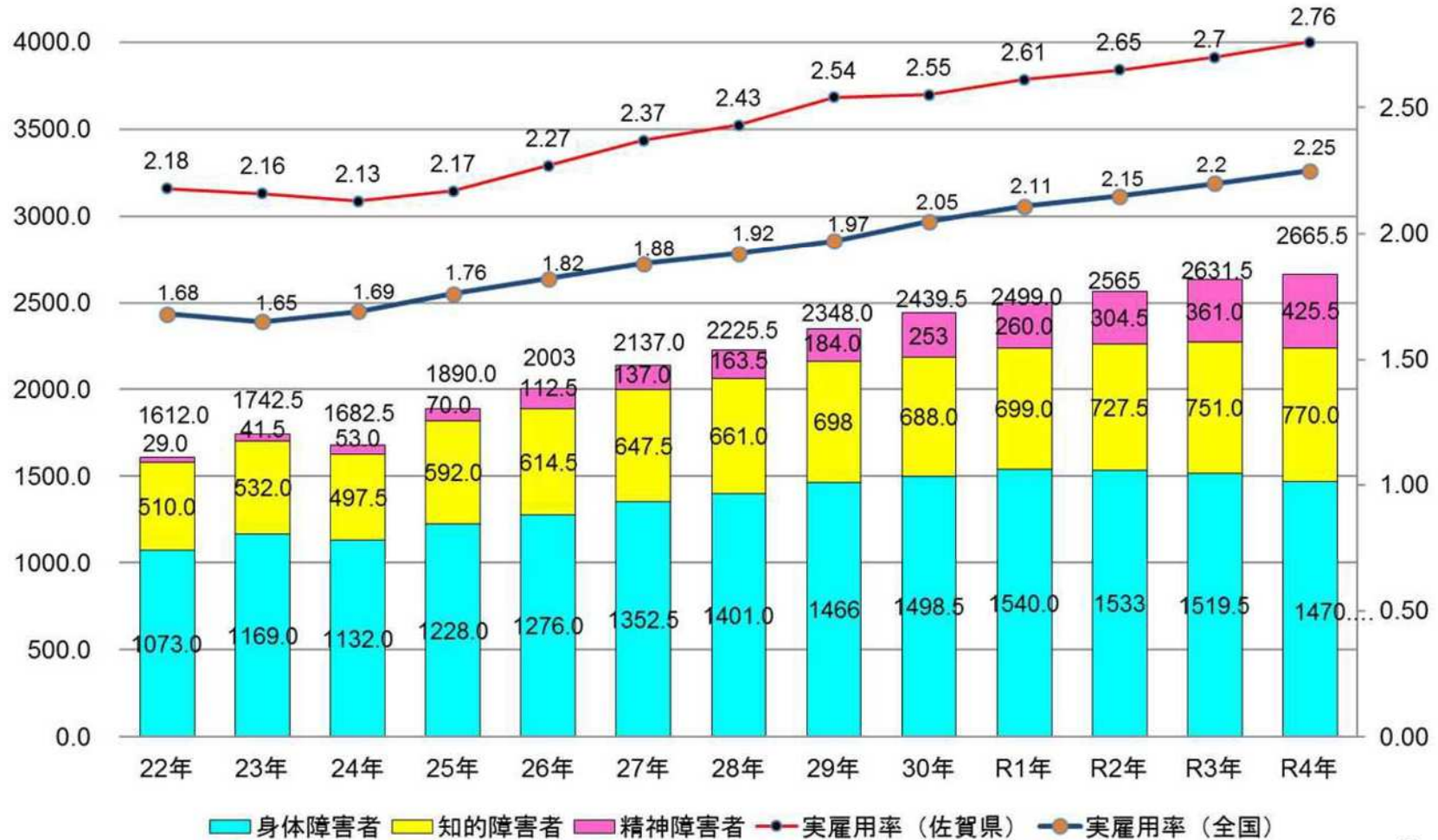
国、地方公共団体 = 3.0% (①2.6%②2.8%)

都道府県等の教育委員会 = 2.9% (①2.5%②2.7%)

※段階的引上げを予定(①:令和5年度中、②:令和6年4月から令和8年6月まで)

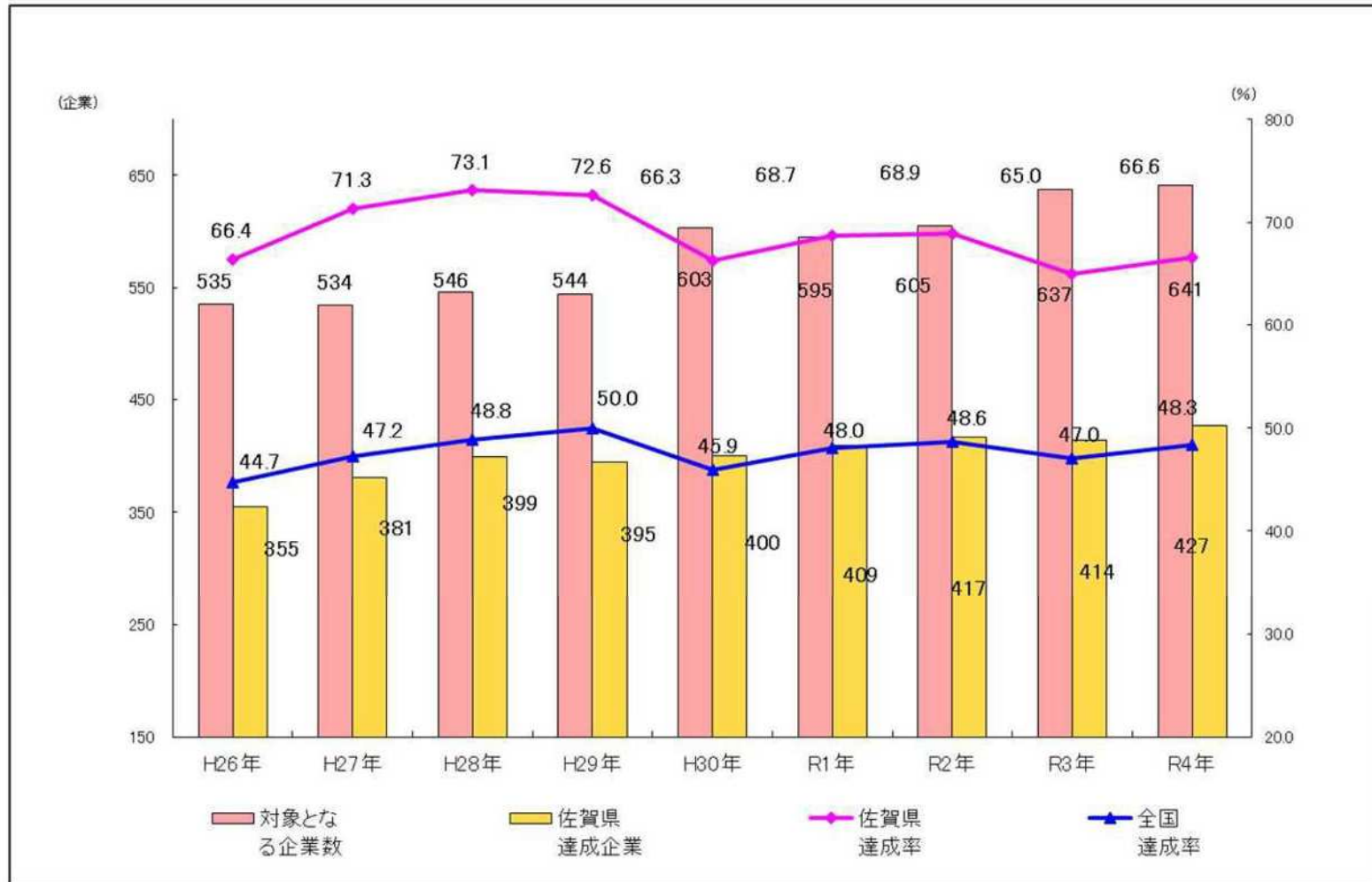
# 佐賀県内の民間企業における障害者雇用の状況①

○令和4年6月1日現在における障害者実雇用率は、法定雇用率2.3%を上回り、過去最高の2.76%（全国第4位）  
 [全国平均 2.25%]



## 佐賀県内の民間企業における障害者雇用の状況②

○ 令和4年6月1日現在における障害者法定雇用率達成企業の割合は、  
**66.6%**で**全国第2位** [全国平均 48.3%]

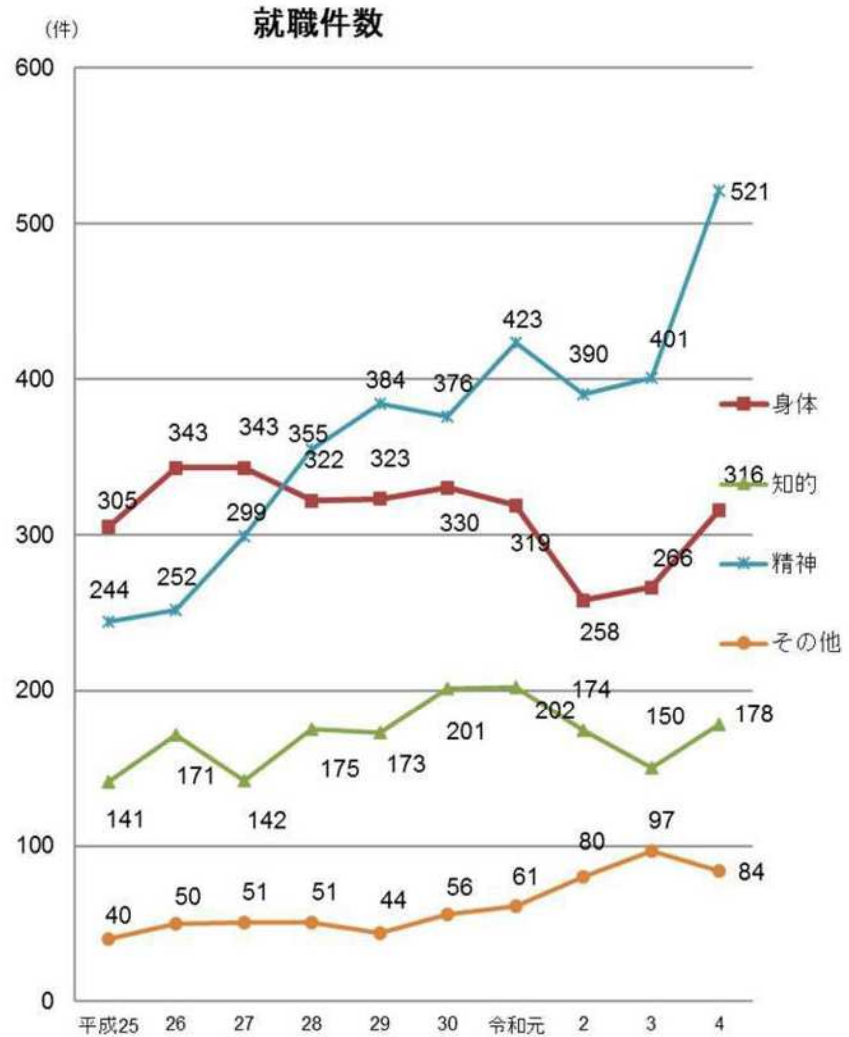
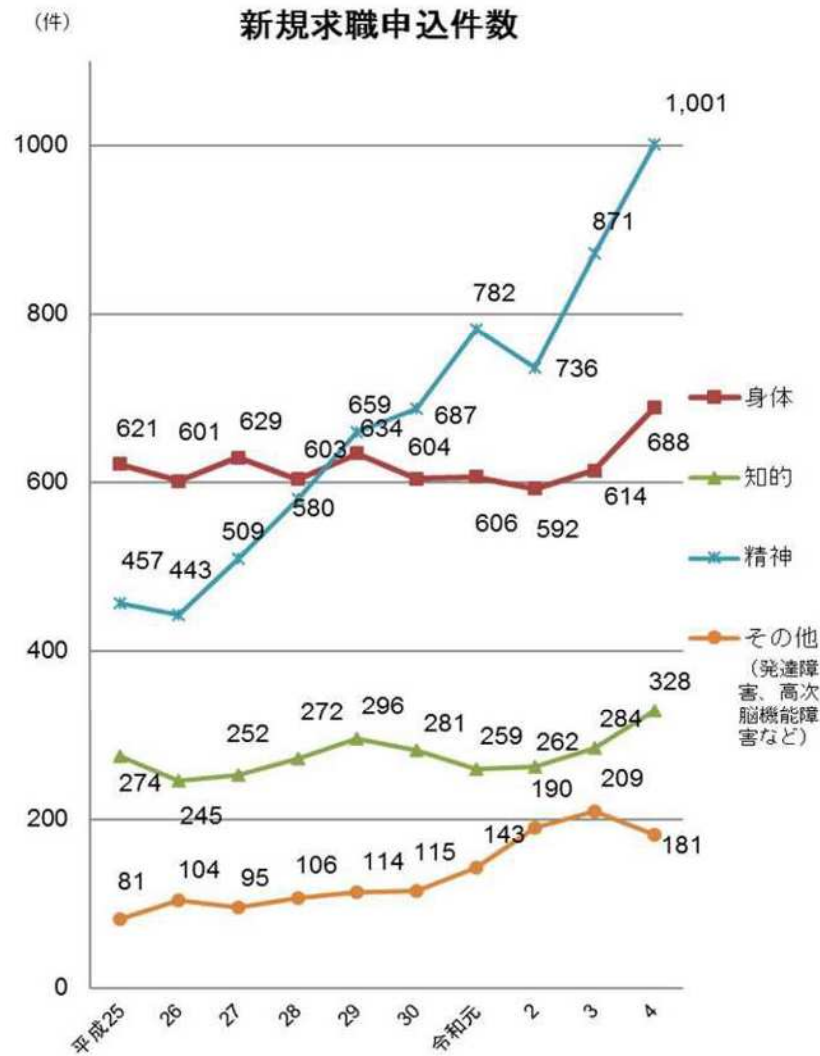


## 佐賀県内のハローワークにおける障害者の求職・就職状況の推移①

○令和4年度の新規求職申込件数は、対前年比11.1%の増。  
○就職件数は、対前年比20.2%の増。



## 佐賀県内のハローワークにおける障害者の求職・就職状況の推移②



# 雇用の分野における 障害者に対する差別の禁止及び合理的配慮の提供義務について

◎ 障害者に対する**差別禁止※1、合理的配慮の提供義務※2**を規定【施行期日 平成28年4月1日】

※1 不当な差別的取扱いを禁止。このため、職業能力等を適正に評価した結果といった合理的な理由による異なる取扱いが禁止されるものではない。

※2 事業主に対して過重な負担を及ぼすときは提供義務を負わない。

◎ 必要があると認めるときは、**厚生労働大臣から事業主に対し、助言、指導又は勧告**を実施。

### 【差別の主な具体例】

募集・採用の機会	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 身体障害(車いすの利用、人工呼吸器等の使用の否定を含む)、知的障害、精神障害があることを理由として、募集・採用を拒否すること など</li> </ul>
賃金の決定、教育訓練の実施、福利厚生施設の利用など	<p>障害者であることを理由として、以下のような不当な差別的取扱いを行うこと</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 賃金を引き下げること、低い賃金を設定すること、昇給をさせないこと</li> <li>○ 研修、現場実習をうけさせないこと</li> <li>○ 食堂や休憩室の利用を認めないこと など</li> </ul>

### 【合理的配慮の主な具体例】

募集・採用の配慮	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 問題用紙を点訳・音訳すること・試験などで拡大読書器を利用できるようにすること・試験の回答時間を延長すること・回答方法を工夫すること など</li> </ul>
施設の整備、援助を行う者の配置など	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 車いすを利用する方に合わせて、机や作業台の高さを調整すること</li> <li>○ 文字だけでなく口頭での説明を行うこと・口頭だけでなくわかりやすい文書・絵図を用いて説明すること・筆談ができるようにすること</li> <li>○ 手話通訳者・要約筆記者を配置・派遣すること、雇用主との間で調整する相談員を置くこと</li> <li>○ 通勤時のラッシュを避けるため勤務時間を変更すること など</li> </ul>

# 誰もが安心して学べる「さがすたいるスクール」の推進

～ インクルーシブ教育システムに対応した特別支援教育の充実 ～

## インクルーシブ教育システム

人間の多様性の尊重等を強化し、障害者が精神的及び身体的な能力等を可能な最大限度まで発達させ、自由な社会に効果的に参加することを可能にするという目的の下、障害のある者と障害のない者がともに学ぶ仕組み

## 居住地校交流

特別支援学校に在籍する児童生徒と、居住する地域の小中学校の児童生徒との交流を推進し、共に尊重し合いながら、協働して生活していく態度を育む。



## 特別支援教育エリアリーダーの配置

特別な支援を必要とする児童生徒に対する効果的な校内支援体制や指導方法について、地域の小中学校からの相談に対応  
例：「一人一人の障害に応じた授業づくり」など



集中  
強化期間

令和2～4年度：東部に配置(1名)

令和5～7年度：中部、北部、西部に配置(3名)

小中学校を拠点に活動

目指す学校像

教員誰もが、特別支援教育の専門性を身に付け児童生徒の支援ができる学校へ

# 特別支援教育エリアリーダーの活動事例

## ある小学校の学級問題（通常学級）

- ・常にざわつき学級全体が落ち着かない
- ・授業中に活動に取り組まない児童が約半数（障害の特性の強い子も複数在籍）
- ・常に体が動く、離席する、大声を挙げる等の行動が目立つ子もいる
- ・注意や対応をすると、余計にうるさくなる



## 対応策の提案

- ・学級のルールの明確化
- ・授業の板書、先生の話し方、ペア学習の充実 など

## 改善後

- ・がんばれている子をモデルとした、よい学びの姿勢がピックアップされ、「静かさ」が具体化でき始めた
- ・落ち着かない子が、少しずつ活動にのれるようになってきた
- ・職員間の連携で、個別の支援ができるようになり、落ち着いて学校生活を過ごせるようになった





# 障害者差別解消条例の改正案(再修正案)に対する御意見について

資料2

<b>経緯</b>	令和5年4月 第1回協議会に事務局から改正案を提出 5月 第1回協議会での議論を受けた改正案(修正版)について書面決議 <u>6月 県庁内に新たに「法制審査会」設置</u> 7月 条例改正案(修正版)に関して県庁法制担当部署との調整 8月 「法制審査会」(再審査を含め2回開催)後、各委員への意見照会 10月 条例改正案可決、公布(令和6年4月1日施行)
<b>御意見</b>	<b>対応</b>
第2条第2項の条文の出だしが「県や事業者」となっているが、第6条が事業者の役割、第9条が県の責務なので、「事業者や県」の方がよい。	再修正案に反映
合理的配慮は障害のある人自身が行う意思表示なので、家族や支援者は代弁者として位置づけを分けた方がよい。	再修正案に反映
「障害者」を「障がい者」に変更してほしい。	国の検討結果を踏まえ対応
第6条第2項からは「その実施に伴う負担が過重でないときに、障害のある人との相互理解を深める」とも読める。相互理解を深めることは基本理念なので、条文の前段に挿入してはどうか。	合理的配慮における建設的対話には相互理解が不可欠であるため修正なし
第5条の「地域コミュニティ」が地縁組織を指すとすれば、第5条も努力義務ではなく義務化する必要があるのではないか。	反復継続して事業を実施する場合は第6条の事業者
<b>御質問</b>	<b>回答</b>
「意思の表明があった場合」「負担が過重でなく」という表現があるので、事業者が具体的に対応できるのか、具体的な実現が弱くならないか心配	ハンドブック及び出前講座等により普及啓発を強化
差別解消条例では法的義務化を行い、公共交通事業者等への「バリアフリー法」では努力義務となっている。訴訟に発展した場合はどうなるのか。	社会的障壁とバリアフリーの違いを踏まえ対応いただきたい
条例における「障害者」には、手帳を持たない難聴者も含まれるのか。	含まれる

障害のあるなしにかかわらず、ともに暮らしやすい佐賀県をつくる条例（平成30年条例第39号）新旧対照表

改正前	改正後
<p>○障害のあるなしにかかわらず、ともに暮らしやすい佐賀県をつくる条例</p> <p style="text-align: right;">平成30年9月26日 佐賀県条例第39号</p> <p>障害のあるなしにかかわらず、ともに暮らしやすい佐賀県をつくる条例をここに公布する。</p> <p>障害のあるなしにかかわらず、ともに暮らしやすい佐賀県をつくる条例</p> <p>人にはみな違いがあり、世界で一つのその人らしさがある。みなぎ互いにその人らしさを認め合い、交流し、支え合うことで、それぞれの個性や能力を発揮しながら、私たちの社会をよりよいものにしていくことができる。</p> <p>障害のある人の想いに寄り添い、日常生活や社会生活の不便さや困難さに気づき、その解消に努めることは、障害のある人の社会参加のみならず、誰もが暮らしやすい地域社会づくりにつながっていく。</p> <p>そうした考えが広まっていなかった明治維新时期、様々な分野での偉人を輩出した佐賀藩に生まれた石井亮一は、日本の障害者福祉に先駆的に取り組み、「知的障害者教育・福祉の父」としてその生涯を捧げた。</p> <p>明治維新から150年を経た今も、本県では郷土の先人たちの想いが脈々と受け継がれており、住民自治や祭りなどを通し、ご近所づきあい、助け合いといった、人のつながりを大切にする温かい地域のコミュニティも生きている。</p>	<p>○障害のあるなしにかかわらず、ともに暮らしやすい佐賀県をつくる条例</p> <p style="text-align: right;">平成30年9月26日 佐賀県条例第39号</p> <p>障害のあるなしにかかわらず、ともに暮らしやすい佐賀県をつくる条例をここに公布する。</p> <p>障害のあるなしにかかわらず、ともに暮らしやすい佐賀県をつくる条例</p> <p>人にはみな違いがあり、世界で一つのその人らしさがある。みなぎ互いにその人らしさを認め合い、交流し、支え合うことで、それぞれの個性や能力を発揮しながら、私たちの社会をよりよいものにしていくことができる。</p> <p>障害のある人の想いに寄り添い、日常生活や社会生活の不便さや困難さに気づき、その解消に努めることは、障害のある人の社会参加のみならず、誰もが暮らしやすい地域社会づくりにつながっていく。</p> <p>そうした考えが広まっていなかった明治維新时期、様々な分野での偉人を輩出した佐賀藩に生まれた石井亮一は、日本の障害者福祉に先駆的に取り組み、「知的障害者教育・福祉の父」としてその生涯を捧げた。</p> <p>明治維新から150年を経た今も、本県では郷土の先人たちの想いが脈々と受け継がれており、住民自治や祭りなどを通し、ご近所づきあい、助け合いといった、人のつながりを大切にする温かい地域のコミュニティも生きている。</p>

本県は今、そうした地域の歴史や絆<sup>きずな</sup>の強さを活かし、「人を大切に、世界に誇れる佐賀づくり」を目指している。人が人を大切にする、そのことが、障害のあるなしにかかわらず、ともに暮らしやすい地域社会をつくることにつながっていく。

そのために、県民一人一人が、あるいは地域コミュニティが、そして障害のある人自身が、それぞれの立場で、どのように取り組んでいけばいいのか、その取組の羅針盤とすべく、この条例を制定する。

#### (目的)

第1条 この条例は、障害を理由とする差別の解消を進めるための基本理念を定め、県民の役割を明らかにすることなどにより、障害を理由とする差別の解消を進め、もって障害のあるなしにかかわらず、ともに暮らしやすい佐賀県の実現に貢献することを目的とする。

#### (定義)

第2条 この条例において、次の用語の意義は、それぞれ次に定めるところによる。

- (1) 障害のある人 身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）、難病による障害などの心身の機能の障害（以下「障害」という。）がある人で、障害または社会的障壁により、継続的に日常生活や社会生活に相当な制限を受ける状態にある人をいう。
- (2) 地域コミュニティ 自治会、婦人会、消防団、老人クラブ、子どもクラブ、まちづくり団体などの地域住民同士のつながりを担う集団、組織などをいう。
- (3) 社会的障壁 障害のある人にとって日常生活や社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観

本県は今、そうした地域の歴史や絆<sup>きずな</sup>の強さを活かし、「人を大切に、世界に誇れる佐賀づくり」を目指している。人が人を大切にする、そのことが、障害のあるなしにかかわらず、ともに暮らしやすい地域社会をつくることにつながっていく。

そのために、県民一人一人が、あるいは地域コミュニティが、そして障害のある人自身が、それぞれの立場で、どのように取り組んでいけばいいのか、その取組の羅針盤とすべく、この条例を制定する。

#### (目的)

第1条 この条例は、障害を理由とする差別の解消を進めるための基本理念を定め、県民の役割を明らかにすることなどにより、障害を理由とする差別の解消を進め、もって障害のあるなしにかかわらず、ともに暮らしやすい佐賀県の実現に貢献することを目的とする。

#### (定義)

第2条 この条例において、次の用語の意義は、それぞれ次に定めるところによる。

- (1) 障害のある人 身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）、難病による障害などの心身の機能の障害（以下「障害」という。）がある人で、障害または社会的障壁により、継続的に日常生活や社会生活に相当な制限を受ける状態にある人をいう。
- (2) 地域コミュニティ 自治会、婦人会、消防団、老人クラブ、子どもクラブ、まちづくり団体などの地域住民同士のつながりを担う集団、組織などをいう。
- (3) 社会的障壁 障害のある人にとって日常生活や社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観

念その他一切のものをいう。

- (4) 障害を理由とする差別 障害のある人に対して、正当な理由なく障害を理由とする不利益な取扱いをすることなどをいう。

(基本理念)

第3条 障害を理由とする差別の解消は、次のことを基本として行われなければならない。

- (1) 全ての県民が、互いにその人らしさを認め合い、交流し、支え合うこと。
- (2) 全ての県民が、地域社会の誰もが地域活動などに参加しやすい環境をつくること。
- (3) 全ての県民が、それぞれの立場でできる配慮や支援をすること。

(県民の役割)

第4条 県民は、支援を必要としている障害のある人に対し、次のようなそれぞれの立場でできる配慮や支援に努めるものとする。

- (1) 困っていたり、支援を必要としている障害のある人に気づいたときは、手伝えることがないかなど、声かけをすること。
- (2) 災害が発生したとき、障害のある人を円滑に支援できるよう、日頃からあいさつや声かけなどをすること。
- (3) 言葉だけでなく、絵、写真、筆談、手話、点字など障害に応じたコミュニケーションの方法を用いて、分かりやすく伝える

念その他一切のものをいう。

- (4) 障害を理由とする差別 障害のある人に対して、正当な理由なく障害を理由とする不利益な取扱いをすることなどをいう。

2 事業者や県が、その事務や事業を行うにあたり、障害のある人から社会的障壁を除去するために何らかの対応を必要としているとの意思の表明があった場合やその家族、支援者などから本人に代わってその意思の表明があった場合に、その実施に伴う負担が過重でないとき、必要かつ合理的な配慮の提供を行わないことは、前項第4号の障害を理由とする差別にあたるものとする。

(基本理念)

第3条 障害を理由とする差別の解消は、次のことを基本として行われなければならない。

- (1) 全ての県民が、互いにその人らしさを認め合い、交流し、支え合うこと。
- (2) 全ての県民が、地域社会の誰もが地域活動などに参加しやすい環境をつくること。
- (3) 全ての県民が、それぞれの立場でできる配慮や支援をすること。

(県民の役割)

第4条 県民は、支援を必要としている障害のある人に対し、次のようなそれぞれの立場でできる配慮や支援に努めるものとする。

- (1) 困っていたり、支援を必要としている障害のある人に気づいたときは、手伝えることがないかなど、声かけをすること。
- (2) 災害が発生したとき、障害のある人を円滑に支援できるよう、日頃からあいさつや声かけなどをすること。
- (3) 言葉だけでなく、絵、写真、筆談、手話、点字など障害に応じたコミュニケーションの方法を用いて、分かりやすく伝える

こと。

- (4) 車椅子や杖を使用している人、盲導犬を連れている人などには、道を譲るなど、通行しやすくすること。
- (5) 障害のある人の専用駐車場や点字ブロック、手すりなどの設備は、利用しやすくしておくこと。
- (6) 職場では、障害のある従業員や同僚の持つ特性を知り、それぞれの特性に応じた仕事のやり方を支援するなど、働く環境を整えること。

(地域コミュニティの役割)

第5条 地域コミュニティは、地域で生活する障害のある人に対し、次のようなそれぞれの立場でできる配慮や支援に努めるものとする。

- (1) 日頃から障害のある人の状況を確認し、災害情報の伝達などの支援の方法を検討しておくこと。
- (2) 地域行事は、障害のあるなしにかかわらず、誰もが参加しやすいものにする。
- (3) 障害に応じた方法で地域の情報を提供し、相談や交流を通じて、地域で暮らしやすい環境をつくること。
- (4) 地域内に障害のある人の通行や安全を妨げるものがあるときは、その管理者へ連絡するなど、その除去に協力すること。

(事業者の役割)

第6条 事業者は、その事業を行うにあたり、障害を理由とする不当な差別的取扱いをすることにより、障害のある人の権利利益を侵害してはならない。

2 事業者は、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(平成25年法律第65号)第8条第2項に定める取組を適正で合理的なものとして行うよう努めるものとする。

こと。

- (4) 車椅子や杖を使用している人、盲導犬を連れている人などには、道を譲るなど、通行しやすくすること。
- (5) 障害のある人の専用駐車場や点字ブロック、手すりなどの設備は、利用しやすくしておくこと。
- (6) 職場では、障害のある従業員や同僚の持つ特性を知り、それぞれの特性に応じた仕事のやり方を支援するなど、働く環境を整えること。

(地域コミュニティの役割)

第5条 地域コミュニティは、地域で生活する障害のある人に対し、次のようなそれぞれの立場でできる配慮や支援に努めるものとする。

- (1) 日頃から障害のある人の状況を確認し、災害情報の伝達などの支援の方法を検討しておくこと。
- (2) 地域行事は、障害のあるなしにかかわらず、誰もが参加しやすいものにする。
- (3) 障害に応じた方法で地域の情報を提供し、相談や交流を通じて、地域で暮らしやすい環境をつくること。
- (4) 地域内に障害のある人の通行や安全を妨げるものがあるときは、その管理者へ連絡するなど、その除去に協力すること。

(事業者の役割)

第6条 事業者は、その事業を行うにあたり、障害を理由とする不当な差別的取扱いをすることにより、障害のある人の権利利益を侵害してはならない。

2 事業者は、障害のある人から社会的障壁を除去するために何らかの対応を必要としているとの意思の表明があった場合やその家族、支援者などから本人に代わってその意思の表明があった場合に、その実施に伴う負担が過重でないとき、障害のある人の性別

(障害のある人からの意思の表明とその対応)

第7条 障害のある人やその家族、支援者などは、次のようなときには配慮や支援が必要なことを周りの人や地域コミュニティに遠慮なく伝えることができる。

- (1) 災害時に必要な配慮や支援について、あらかじめ伝えておくべきことがあるとき。
- (2) 言葉だけでは情報を得られないこと、自分の意思を伝えにくいことなどのため、情報の入手やコミュニケーションについての配慮や支援が必要なとき。
- (3) 段差や障害物などにより、一人で移動することが困難な場合など、移動にあたって配慮や支援が必要なとき。
- (4) 働くにあたって、障害に応じた配慮や支援が必要なとき。

2 前項の配慮や支援が必要であることを伝えられたものは、それぞれの立場でできる配慮や支援に努めるものとする。

(配慮や支援)

第8条 この条例における配慮や支援は、それぞれの場合に応じ、適正で合理的なものとして行われなければならない。

(県の責務)

第9条 県は、その事務や事業を行うにあたり、障害を理由とする不当な差別的取扱いをすることにより、障害のある人の権利利益を侵害してはならない。

2 県は、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律第7条第2項に定める取組を適正で合理的なものとして行わなければならない。

や年齢、障害の状態に応じて、障害のない人と分け隔てなく設備やサービスなどを利用できるよう、障害のある人との相互理解を深め、必要かつ合理的な配慮の提供を行わなければならない。

(障害のある人からの意思の表明とその対応)

第7条 障害のある人やその家族、支援者などは、次のようなときには配慮や支援が必要なことを周りの人や地域コミュニティに遠慮なく伝えることができる。

- (1) 災害時に必要な配慮や支援について、あらかじめ伝えておくべきことがあるとき。
- (2) 言葉だけでは情報を得られないこと、自分の意思を伝えにくいことなどのため、情報の入手やコミュニケーションについての配慮や支援が必要なとき。
- (3) 段差や障害物などにより、一人で移動することが困難な場合など、移動にあたって配慮や支援が必要なとき。
- (4) 働くにあたって、障害に応じた配慮や支援が必要なとき。

2 前項の配慮や支援が必要であることを伝えられたものは、それぞれの立場でできる配慮や支援に努めるものとする。

(配慮や支援)

第8条 この条例における配慮や支援は、それぞれの場合に応じ、適正で合理的なものとして行われなければならない。

(県の責務)

第9条 県は、その事務や事業を行うにあたり、障害を理由とする不当な差別的取扱いをすることにより、障害のある人の権利利益を侵害してはならない。

2 県は、障害のある人から社会的障壁を除去するために何らかの対応を必要としているとの意思の表明があった場合やその家族、支援者などから本人に代わってその意思の表明があった場合に、その実施に伴う負担が過重でないとき、障害のある人の性別や年

3 県は、第3条の基本理念にのっとり、障害を理由とする差別を解消するために必要な取組を行うものとする。

4 県は、前項の取組を行うときは、障害のある人やその家族、福祉サービスを提供する事業所などの関係者から意見を聞き、その取組に反映するよう努めるものとする。

(相談や紛争の防止などのための体制の整備)

第10条 県は、障害のある人やその家族、福祉サービスを提供する事業所などの関係者からの相談に的確に応ずるとともに、障害を理由とする差別に関する紛争の防止や解決を図ることができるよう必要な体制の整備を図るものとする。

(佐賀県障害者月間)

第11条 県は、第3条に定める基本理念に関する県民の関心や理解を深めるとともに、障害のある人の社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動への参加を進めるため、佐賀県障害者月間を設ける。

2 佐賀県障害者月間は、11月15日から12月14日までとする。

3 県は、障害のある人の支援団体などと連携し、佐賀県障害者月間の趣旨にふさわしい取組を行うものとする。

(市町との連携)

第12条 県は、市町と連携し、障害を理由とする差別の解消の推進に関する取組を行うよう努めるものとする。

2 県は、市町が障害を理由とする差別の解消の推進に関する取組を行おうとするときは、情報の提供など必要な支援を行うものとする。

(財政上の措置)

年齢、障害の状態に応じて、障害のない人と分け隔てなく設備やサービスなどを利用できるよう、障害のある人との相互理解を深め、必要かつ合理的な配慮の提供を行わなければならない。

3 県は、第3条の基本理念にのっとり、障害を理由とする差別を解消するために必要な取組を行うものとする。

4 県は、前項の取組を行うときは、障害のある人やその家族、支援者、事業者などの関係者から意見を聞き、その取組に反映するよう努めるものとする。

(相談や紛争の防止などのための体制の整備)

第10条 県は、障害のある人やその家族、支援者、事業者などの関係者からの相談に的確に応ずるとともに、障害を理由とする差別に関する紛争の防止や解決を図ることができるよう人材の育成や確保のための措置その他の必要な体制の整備を図るものとする。

(佐賀県障害者月間)

第11条 県は、第3条に定める基本理念に関する県民の関心や理解を深めるとともに、障害のある人の社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動への参加を進めるため、佐賀県障害者月間を設ける。

2 佐賀県障害者月間は、11月15日から12月14日までとする。

3 県は、障害のある人の支援団体などと連携し、佐賀県障害者月間の趣旨にふさわしい取組を行うものとする。

(市町との連携)

第12条 県は、市町と連携し、障害を理由とする差別の解消の推進に関する取組を行うよう努めるものとする。

2 県は、市町が障害を理由とする差別の解消の推進に関する取組を行おうとするときは、情報の提供など必要な支援を行うものとする。

(財政上の措置)

第13条 県は、障害を理由とする差別の解消に関する取組を進めるため、必要な財政上の措置を講ずるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(検討)

2 この条例の規定については、この条例の施行後5年を目途として、この条例の施行の状況について検討が加えられ、必要があると認められるときは、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(検討)

2 この条例による改正後の障害のあるなしにかかわらず、ともに暮らしやすい佐賀県をつくる条例の規定については、この条例の施行後5年を目途として、その施行の状況について検討が加えられ、必要があると認められるときは、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

第13条 県は、障害を理由とする差別の解消に関する取組を進めるため、必要な財政上の措置を講ずるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

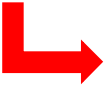
(検討)

2 この条例の規定については、この条例の施行後5年を目途として、この条例の施行の状況について検討が加えられ、必要があると認められるときは、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。



# 合理的配慮の提供ハンドブックの内容について(構成)

本ハンドブックは、事業者の方々が、実際にお手元に置いてお店などで使っていただけるよう、合理的配慮の事例について、障害の特性などとあわせて分かりやすくまとめるものになります。

表紙	
	 <b>タイトルについて御意見お聞かせください。</b>
表紙裏	佐賀県障害者差別解消条例について記載
はじめに	本ハンドブックの特徴について記載
目次	1ページ~30ページの予定
合理的配慮とは	合理的配慮の説明について記載
合理的配慮の提供場面	当事者と事業者の建設的対話によって合理的配慮の提供が行われるまでの場面を対話形式で挿入

## 合理的配慮の提供事例

- ・視覚障害のある方
- ・聴覚・言語障害のある方
- ・肢体不自由のある方
- ・内部障害のある方
- ・知的障害のある方
- ・精神障害のある方
- ・高次脳機能障害のある方
- ・難病のある方
- ・発達障害のある方
- ・重症心身障害のある方



「障害の特性」「お困りごと」「合理的配慮の提供事例」の3つに分けて記載しています。記載すべき事項がありましたら、御意見お聞かせください。

## 身体障害者補助犬

補助犬(盲導犬)への理解啓発にかかる内容の記載

## コミュニケーション方法

点字、手話、指文字、筆談などの紹介

## 基本的な介助方法

視覚障害のある方や車いす使用の方などの介助方法を記載

## 差別に該当しない事例

「不当な差別的取扱い」「合理的配慮の提供義務違反」に該当しない事例などの紹介

## 相談窓口

県および各市町相談窓口と内閣府の「つなぐ窓口」を記載

## ヘルプマーク

ヘルプマークの紹介

## 裏表紙

意思疎通ツールの紹介

表紙

# 合理的配慮の提供ハンドブック

(表題は、やわらかい言葉で、協議会に意見をもらう)

企画コンペ「バルたんと思いやるたん！」



«Uni-Voice の説明いれる»

目の不自由な方のための音声コード

音声コードは 1.8cm 角の中で約 1,000 文字の情報が記憶できるもので、専用のスマートフォンアプリ「Uni-Voice」アプリを使って、コードを読み取ることで、文字情報を音声で聞くことができます。

裏表紙

佐賀県障害者差別解消  
支援地域協議会

〒840-8570(佐賀県障害福祉課内)  
佐賀市城内 1-1-59  
TEL:0952-25-7143  
FAX:0952-25-7302

○相談専用ダイヤルについて

佐賀県は、障害者差別に関する相談専用ダイヤルを開設しております。

電話番号:0952-25-7099

受付時間:平日 8時30分~17時15分

利用者:障害者や事業者などどなたでも御利用いただけます。

その他:電話によるご相談が難しい場合は、佐賀県障害福祉課へメールまたは  
FAX(0952-25-7302)にてご相談ください。

○障害者差別解消「出前講座」について

佐賀県では障害者差別解消に関する出前講座を実施しています。

QRコードからもお申込みできます。お気軽にご相談ください。

